

ひとり親家庭及び寡婦の皆様へ

母子父子寡婦福祉資金貸付金(生活資金)のご案内

～新型コロナウイルス感染症関連～

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、子どもが在籍する保育所や学校等の臨時休業、事業所等の休業などにより、ひとり親家庭等の皆様の就業環境が変化し、一時的に就労収入が減少するなど、母子父子寡婦福祉資金貸付金の生活資金の貸付けをご利用いただける場合があります。

まずは受付窓口にご相談ください。

●貸付対象者

- 1 ひとり親家庭の親となって7年未満の方で、
 - ア 子どもが在籍する保育所や学校等の臨時休業により、家庭で子どもをみるために仕事を休まざるを得ず、一時的に就労収入が減少する方
 - イ 事業所等の休業などにより、一時的に就労収入が減少する方
- 2 新型コロナウイルス感染症の発生により失業し、一時的に離職を余儀なくされる方

●貸付限度額

月額105,000円

※上限内で就労収入の減少分に対する貸付けとなります。

●貸付利子等

無利子または年 1.0%

※原則連帯保証人を必要とし、連帯保証人を立てられない場合は有利子となります。

●受付窓口

子育て給付課（TEL 088-823-9447）母子父子寡婦福祉資金貸付担当者へお問い合わせください。

●その他

- 1 申請にあたっては、個々の状況によって必要書類が変わるため、まずはご相談ください。
- 2 この貸付金の対象とならない場合であっても、高知市社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」を利用できる場合があります。